

# 固定価格買取制度の 手続の流れについて

資源エネルギー庁  
平成27年9月25日

# I . 認定制度

- 1 . 「認定制度」の現状
- 2 . 認定時期について
- 3 . 認定案件の適正な事業実施に向けて
- 4 . 調達価格の決定時期

# 1. 「認定制度」の現状

- 現行の固定価格買取制度においては、太陽光発電の場合、国の認定を受け、系統への接続申込みを行った時点で、買取価格が決定し（H26年度まで）、系統接続枠を仮押さえすることができる制度となっていたことから、転売や、将来の事業費用低減を待って収益を最大化するために、これらの権利のみを押さえ、運転開始に向けた取組を行わない案件（認定済み・未稼働案件）が少なからず存在。
- 結果として、より低コストで導入可能な後発案件の参入や、太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電の系統接続が阻害されている状況が生じている。
- こうした事態に対処するため、これまで、①H24-25年度に認定を受けた案件の取消し（認定に係る場所と設備の確保ができない場合）の実施、②H26年度以降の失効期限付き認定（認定後一定期限内に認定に係る場所と設備の確保ができない場合）の導入、③H27年度以降の調達価格の決定時期の後ろ倒しを行ってきたところ。

## <未稼働案件に対する報告徴収・聴聞による対応>

認定年度	規模	50kW未満	50～400kW未満	400kW以上	未稼働件数／認定件数	未稼働出力／認定出力
H24年度		対応なし 約5.9万件／約133.6万kW	対応なし 約0.05万件／約8.1万kW	聴聞取消し中 約0.1万件／約619.9万kW	約6.1万件(13%) ／約45.4万件	約762万kW(43%) ／約1,779万kW
H25年度		対応なし 約29.3万件／約1115.5万kW	対応なし 約0.3万件／約61.7万kW	聴聞取消し中 約0.7万件／約2108.3万kW	約30.2万件(42%) ／約71.9万件	約3,286万kW(81%) ／約4,069万kW
H26年度		失効期限なし 約24.0万件／約615.0万kW	失効期限付き 約0.4万件／約76.2万kW	失効期限付き 約0.5万件／約1303.0万kW	約24.8万件(52%) ／約48.0万件	約1,994万kW(90%) ／約2,207万kW
H27年度		失効期限なし 約10.3万件／約118.5万kW	失効期限付き 約0.03万件／約7.4万kW	失効期限付き 約0.05万件／約94.7万kW	約10.3万件(98%) ／約10.5万件	約220万kW(99%) ／約221万kW

※設備認定情報（平成27年9月時点）、費用負担調整機関への交付金申請情報をもとに作成

### 【これまでの対応】

- 対象：H24-25年度400kW以上案件
- 報告徴収：15,074件
- 報告徴収後、順次聴聞を実施
- 取消し・自主廃止：2,156件



### 【今後の更なる対応】

- 体制の強化と聴聞手続きの効率化等による手続きの加速
- H24-25年度50kW未満の分割案件（合計して400kW以上となるもの）（約6.3万件）についても、今後聴聞を加速し、2年をメドに聴聞・取消しを実施

## 2. 認定時期について

### <現状>

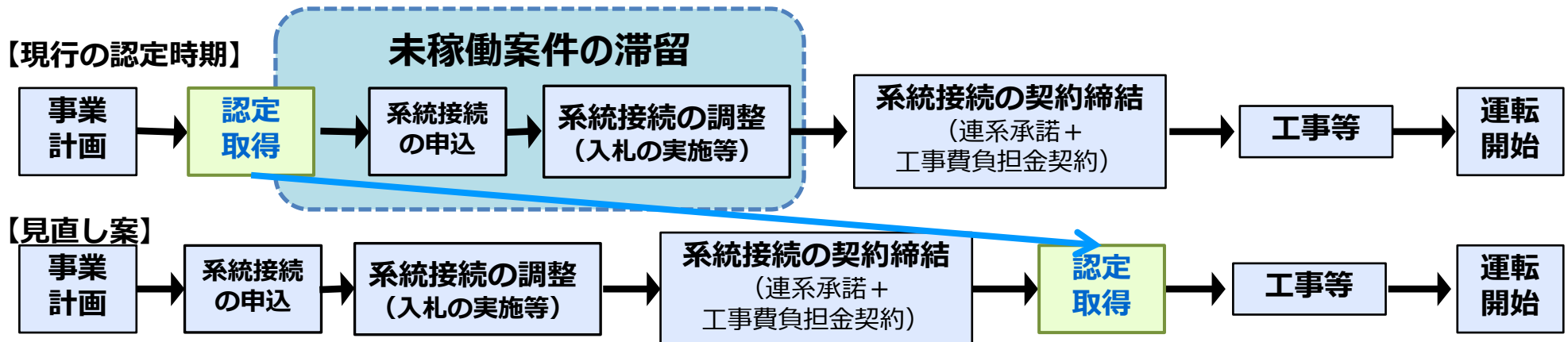
- 現行の「認定制度」は、買取の対象となる発電を国が認定することにより、認定を受けた発電設備について電力会社に系統接続を申し込んだ場合に①**電力会社がそれに応ずる義務をかけるために、接続申し込みの前に認定する仕組み**。
- 他方、事業の確度が低い②**初期段階で「認定」を行うことにより、未稼働案件が増加する原因**に。

### <評価>

- ①の点については、認定を取得しないまま系統接続の申し込みを行う場合には、電力システム改革に伴う「オープンアクセス義務」（第2弾改正電事法第17条第4項）で規定された系統アクセスに係る全電源共通の対応により、別途、担保されることが期待される（その他、現行再エネ特措法第5条で規定している措置を別途担保することが課題）。
- ②の点については、認定時期を系統接続の契約締結後に移行することで、未稼働案件の発生抑制が期待される。

### <見直し案>

- エネルギーミックスを踏まえた再生可能エネルギーの導入を**確実に実行**するという政策目的に鑑みれば、**認定時期を系統接続の契約締結後に移行することで事業実施の可能性が高い案件を認定していく**ことが妥当ではないか。



### 3. 認定案件の適正な事業実施に向けて

- 現行の認定制度において、次の課題も指摘されている。
  - ① 認定を得た後の事業実施段階において、有効な規律をかけられない。
  - ② 再エネ発電事業について地域が情報を把握するための仕組みがなく、景観や光害など、地域トラブルが発生している。
- これらの課題に対して、①認定取得後の事業実施について長期安定的な発電を実施させるために一定の規律を及ぼすことができる仕組みとし、②認定情報を原則公表としてはどうか。

#### 認定の基準

##### ○現行の認定基準

※ 認定時期を「系統接続の契約締結」の後とする場合、この契約締結も確認するため、赤字部分を追加。

##### <発電設備の基準>

- 点検・保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっていること
- 発電設備の設置場所、仕様が決定していること
- 系統接続の契約締結**
- 発電した電気の量が的確に計量できる構造であること 等

##### <発電方法の基準>

- 設置・運転費用を記録しながら発電を行うこと 等

#### 情報の公開

- 認定の情報を原則公表とすることで、工事着手前に地域において事業の情報を把握することを可能としてはどうか。ただし、家庭用太陽光（10kW未満）については、一定の配慮を行うべきか。

#### 認定後の適正な事業実施

- 認定後も安定的に発電を行わせるため、一定の規律を及ぼすため次のような仕組みを導入してはどうか。

##### <遵守事項の設定>

- 適切な点検・保守を行うこと
- 発電量を的確に計測すること
- 発電量等の定期的報告を行うこと 等

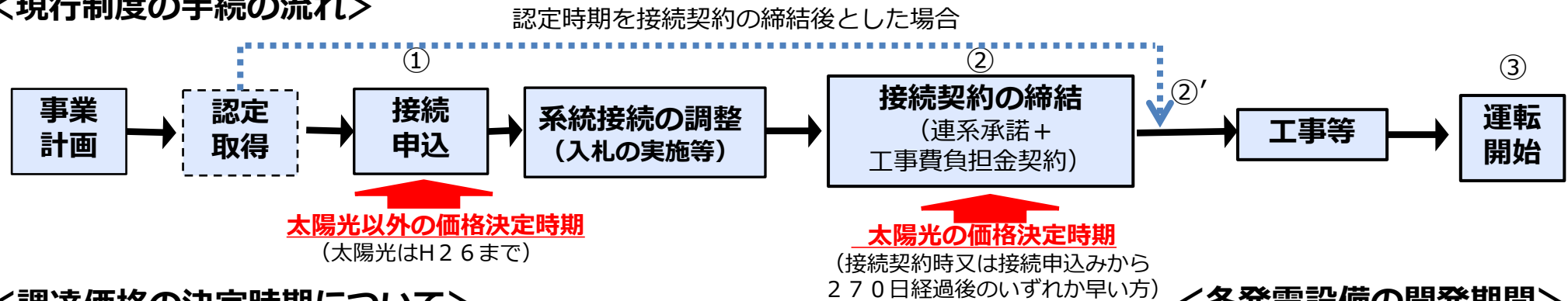
##### <改善命令等>

- 遵守事項に違反した場合に、経済産業大臣が改善を求める。
- ※ 現行法では、「保守・点検体制の不備」など認定基準に適合しない場合に取り消すことができるが、体制が整っていれば、適切な保守・点検を実施していない場合に対処できない。
- 改善命令に従わない場合に、認定の取り消しを可能とする。
- ※ 他法令への不適合であって適正な事業継続が困難である場合にも、認定取り消し等の是正措置を講じることができるよう措置。

## 4. 調達価格の決定時期

- 制度開始当初は、ファイナンス等への配慮から、認定を取得し、電力会社に接続申込みをした時点で調達価格が決定することとしていた。このため、価格が決定した上で、設備の値下がりを持って事業化しない案件や、系統容量超過のおそれが発生し、電力会社から接続承諾が得られない案件が発生。
- これを踏まえ、平成27年4月から、太陽光については、価格決定時期を「接続契約の締結時」に後ろ倒しし、コスト構造が確定する時期に、価格決定時期を近付けることとした。
- 今後、調達価格の決定時期をどのように設定すべきか。

### <現行制度の手続の流れ>



### <調達価格の決定時期について>

### <各発電設備の開発期間>

	考え方
①接続申込時	特に、リードタイムの長い電源（風力・地熱等）について、実際の運転開始までに長期間を要するため、適用される調達価格の予見可能性を重視したタイミング。 <b>&lt;太陽光以外についての現行制度&gt;</b>
②接続契約時 (②'の認定時)	事業計画・融資計画等が固まっており、実際のコスト構造に近く、また、系統の工事費負担金が支払い済みの発電事業者が故意に遅延することが考えにくいタイミング。 <b>&lt;太陽光についての現行制度&gt;</b>
③運転開始時	調達価格の決定時に土地・設備確保が完了しており、実際のコスト構造に近く、また早期運転開始のインセンティブが働くタイミング。 ※ 事業の予見可能性の観点から、将来の調達価格の見通しが必要か。

電源	期間
太陽光 (住宅用)	2～3ヶ月程度
太陽光 (メガソーラー)	1年前後 (特高で約2年)
陸上風力	5～8年程度
バイオマス (木質専焼)	4～5年程度
地熱	11～13年程度
小水力	3～5年程度

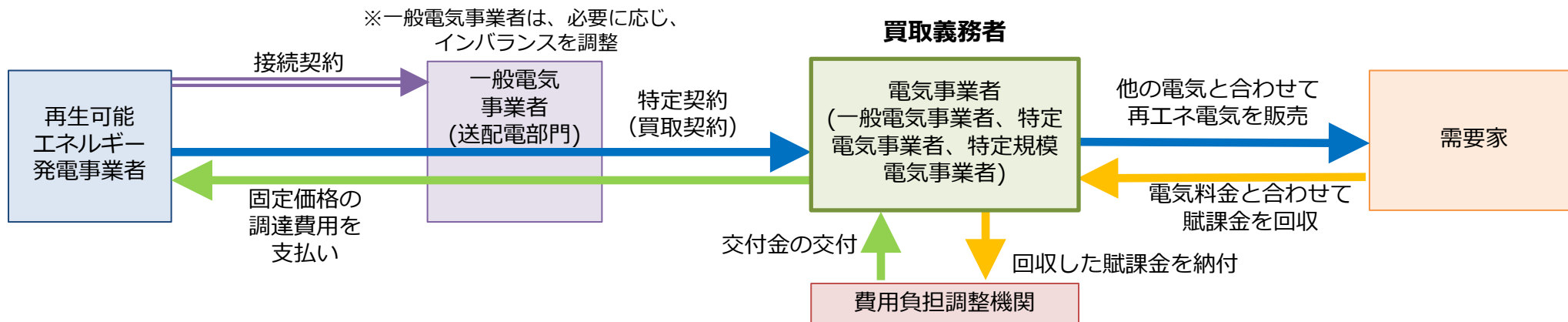
## Ⅱ．買取義務者

- 5．買取義務者再検討の必要性
- 6．小売買取と送配電買取の違い
- 7．送配電買取の主なメリット
- 8．送配電事業者を買取義務者とする場合の主な論点

## 5. 買取義務者再検討の必要性

- 現在の固定価格買取制度においては、電気の使用者に直接電気を供給する電気事業者（電気料金を需要家から直接徴収する事業者）である、一般電気事業者・特定電気事業者・特定規模電気事業者に対し、政府が定めた調達価格・調達期間による電気の供給契約（特定契約）の申込みがあった場合には、これらに応ずるよう義務づけている。
- 来年（平成28年）4月からの小売全面自由化実施に伴い、従来の電気事業者は、発電事業者、送配電事業者、小売電気事業者に区分されることとなる。これに伴い、現行制度の法制的な枠組みを大きく変更することはしないとの整理に基づいて、買取義務者は、電気の使用者に直接電気を供給する電気事業者すなわち小売電気事業者とすることとした。
- 一方、昨年秋に接続保留問題が発生。国民負担を最小化しつつ最大限の再生可能エネルギーの受入れを進めるためには、システムの効率的な利用や広域融通の促進が必要となっている。
- こうした観点から、買取義務者を送配電事業者にすべきとの指摘がなされている。

### <現在（小売全面自由化前）の固定価格買取制度のイメージ>



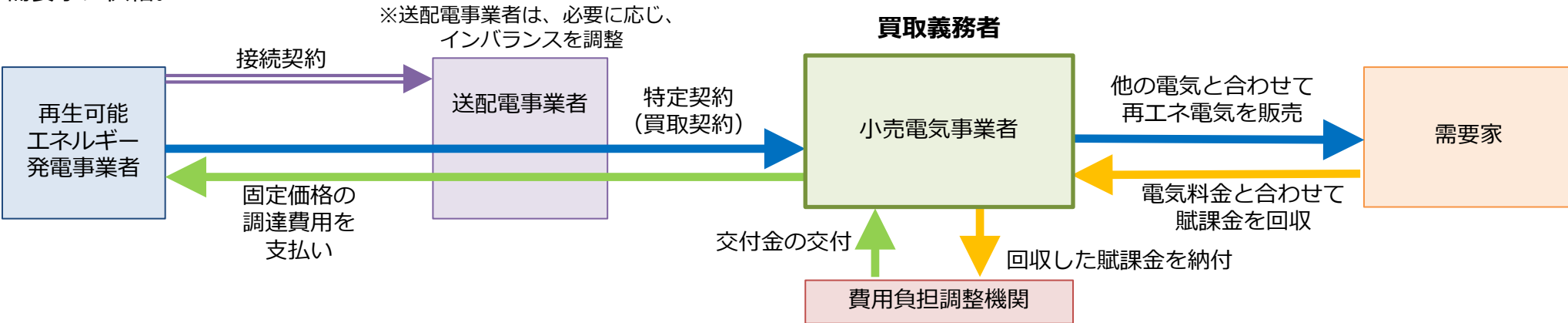


## 6. 小売買取と送配電買取の違い

- 買取義務者について、①小売電気事業者とする場合、②送配電事業者とする場合が考えられるが、それぞれの特徴は以下のとおり。

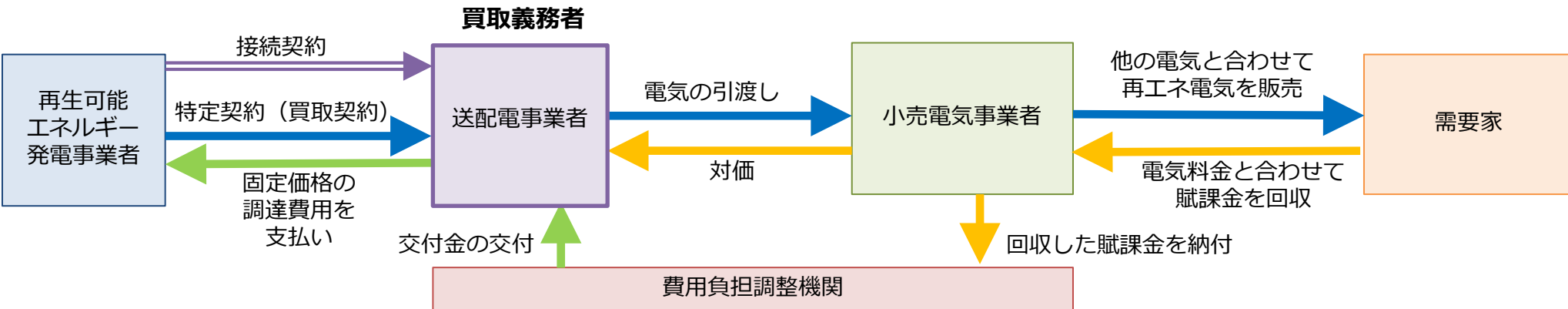
### ①小売電気事業者を買取義務者とする場合

個々の小売電気事業者が、認定を受けた再生可能エネルギー電源から生み出された電気を買取り、調達した電気を他の電気と合わせて需要家に供給。



### ②送配電事業者を買取義務者とする場合（イメージ）

各エリアの送配電事業者が、認定を受けた再生可能エネルギー電源から生み出された電気を買取り（注：法制的な整理は別途必要）、小売電気事業者に市場経由又は割付けを通じて引き渡し、小売電気事業者が他の電気と合わせて需要家に供給。

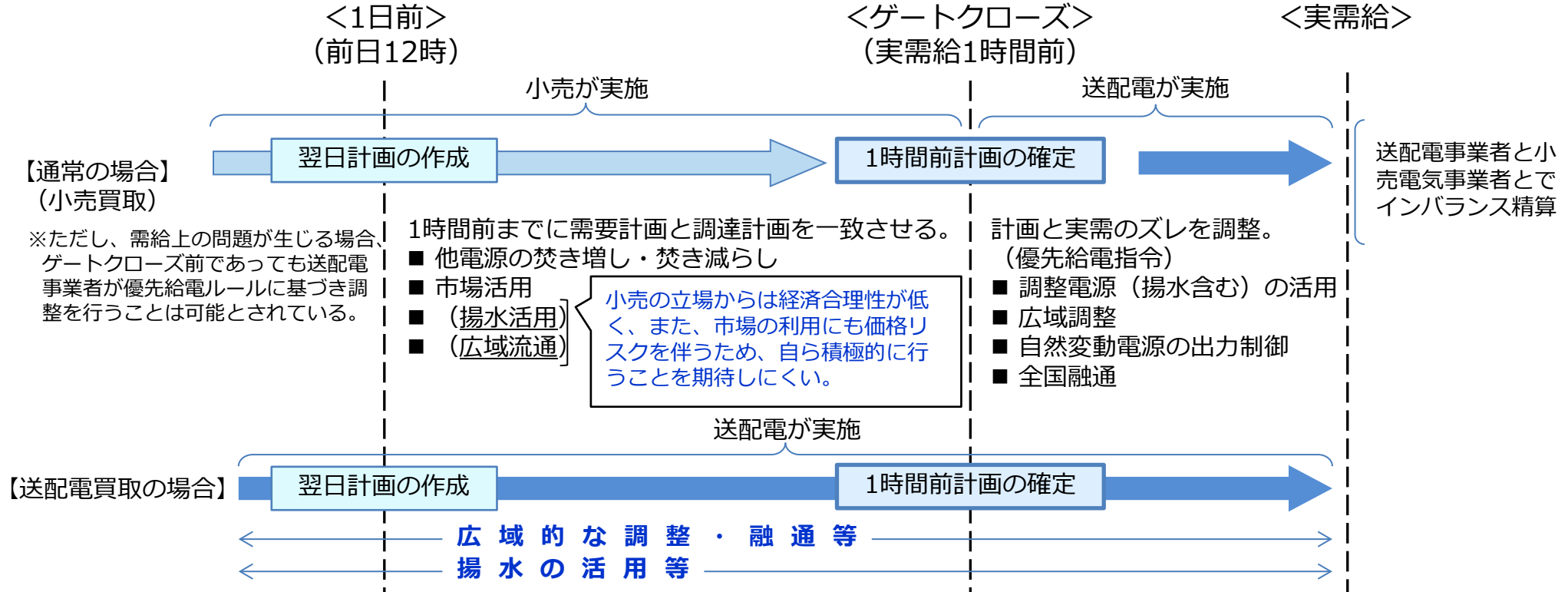


# 7. 送配電買取の主なメリット

## ① 需給運用の柔軟化

- 送配電事業者が需給調整を直接行うため、揚水発電所の活用や広域融通等がより行われやすくなる。

### <需給運用のイメージ>



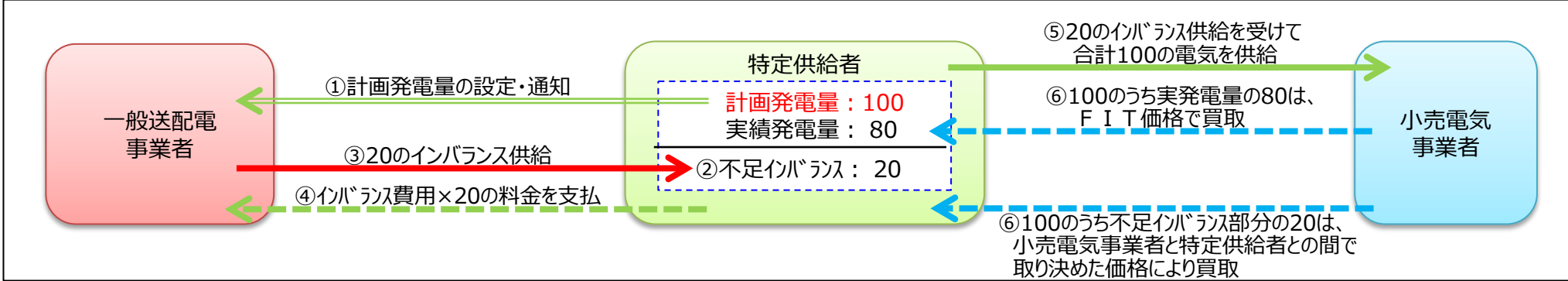
## ② 制度の簡素化

- 発電計画値と発電実績値の差であるインバランスの精算ルールが簡素化する (FITインバランス特例が不要)。
- 買取義務者が自ら出力制御を行うことにより、出力制御時の業務フロー、権利義務関係等が簡素化する。

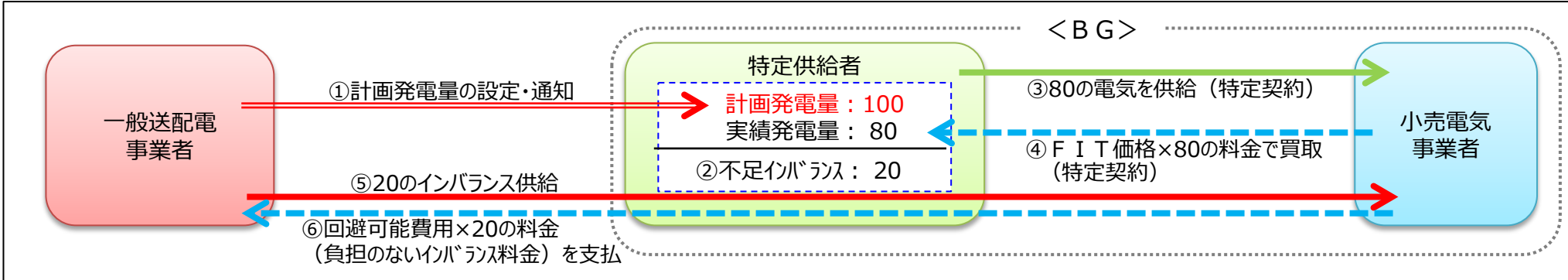
## ③ その他

- 特定の小売電気事業者への買取の集中が回避され、競争中立的となる。
- 送配電事業者は倒産リスクが非常に低いため、買取の安定性が保証される。

## <原則ケース（不足インバランスが生じた場合）>



## <FITインバランス特例制度①（不足インバランスが生じた場合）>



## <FITインバランス特例制度②（不足インバランスが生じた場合）>

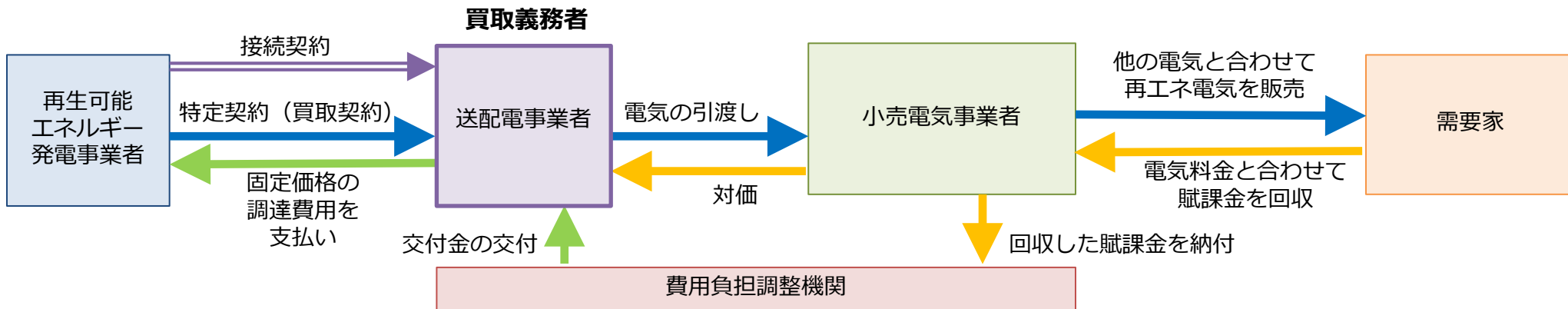


- ドイツでは買取義務者は送配電事業者。2009年以前は送配電事業者が買取った再エネ電気を小売事業者に割り当て。2009年法改正より送配電事業者が買取った電気を卸電力取引市場で一括して販売。
- イギリスではR P S制度の流れを引継ぎ、買取義務者は小売事業者（供給ライセンス保有者）。
- スペイン、フランスでは買取義務者は配電事業者。

国名	買取義務者	内容
ドイツ	送配電事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2000年制度導入時より、買取義務者は系統運用を行う電力会社。</li> <li>○2005年法改正（送配電部門の法的分離が義務化）：買取義務者は送配電事業者。               <ul style="list-style-type: none"> <li>– 2009年以前：送配電事業者が買取った再エネ電気を小売事業者に割り当て。</li> <li>– 2009年法改正：送配電事業者が買取った電気を卸電力取引市場で一括して販売。</li> <li>– 2014年法改正：再エネ発電事業者は卸電力市場や相対契約等により自ら販売※1。</li> </ul> </li> </ul>
イギリス	小売事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2000年法改正：配電事業者の配電ライセンスと小売供給ライセンスの法的分離。</li> <li>○2002年：R P S制度を導入（配電事業者に導入義務を課すと発送電分離の流れに反するため、小売事業者（供給ライセンス保有者）を導入義務者に設定）。</li> <li>○2010年：小規模F I T制度を導入。R P Sの流れを引継ぎ、小売事業者（供給ライセンス保有者）に買取義務※2を設定。</li> </ul>
スペイン	配電事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1997年制度導入時より、買取義務者は配電事業者。</li> <li>○配電事業者は買取った再エネ電気を卸電力取引市場で一括して販売。</li> </ul>
フランス	配電事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2000年制度導入時より、買取義務者は系統運用を行う電力会社。</li> <li>○2006年12月法改正（配電部門の法的分離が義務化）：買取義務者は配電事業者。</li> <li>○配電事業者は買取った再エネ電気を卸電力取引市場又は小売事業者を經由して販売。</li> </ul>
イタリア	GSE社（電力サービス管理会社）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2008年小規模F I T制度導入時※3より、買取義務者はG S E社※4。</li> <li>○G S E社は買取った再エネ電気を卸電力取引市場で一括して販売。</li> </ul>

※1 設備容量500kW以下でF I Tを選択した事業者は送配電事業者が買い取った電気を卸電力取引市場で一括して販売。  
 ※2 義務対象は25万軒以上の家庭顧客を有する大手電力小売事業者に限る（2015年度：9事業者）。  
 ※3 太陽光除く（太陽光は2005年よりF I P制度）。  
 ※4 元来はイタリアの送配電系統運用者であったが、2005年に系統運用業務は設備を所有・管理するTerna社に移管。

## <送配電買取のイメージ>

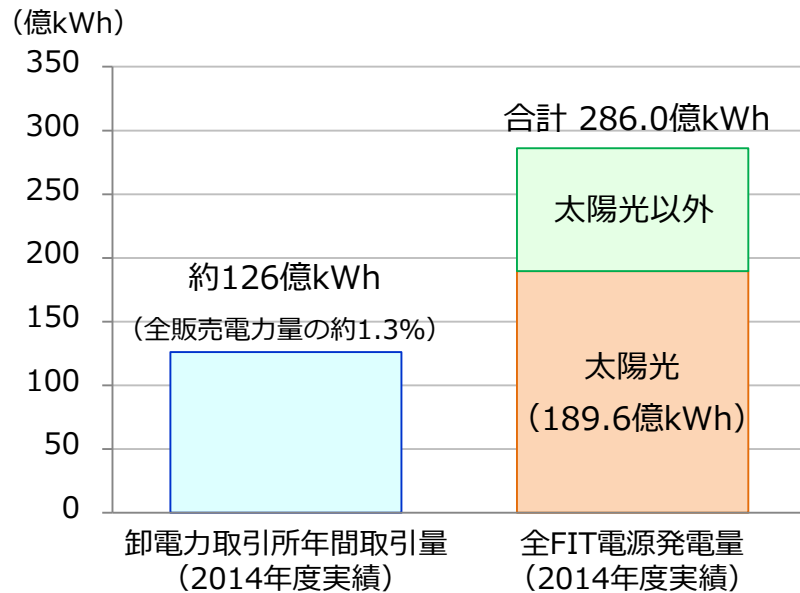


### ①小売電気事業者への引渡し方法

引渡し方法については、大別して、以下の方法が考えられるが、いずれの方法についてもそれぞれ解決すべき制度的課題があり、今後精査をしていくことが不可欠。

方法	課題
①市場経由の引渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 卸電力市場に大量のFIT電気が供出される事態が生じた場合の影響への対応</li> <li>■ 「FIT電気」との表示を行う方法</li> </ul>
②小売への割付け (沖縄や離島のように市場を活用できない場合は必須)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公平な配分ルールの策定</li> <li>■ 送配電買取のメリット(揚水発電や広域融通による柔軟な調整)が失われる。</li> </ul>

### <卸電力取引所取引量とFIT電源発電量>



## 8. 送配電事業者を買取義務者とする場合の主な論点②③

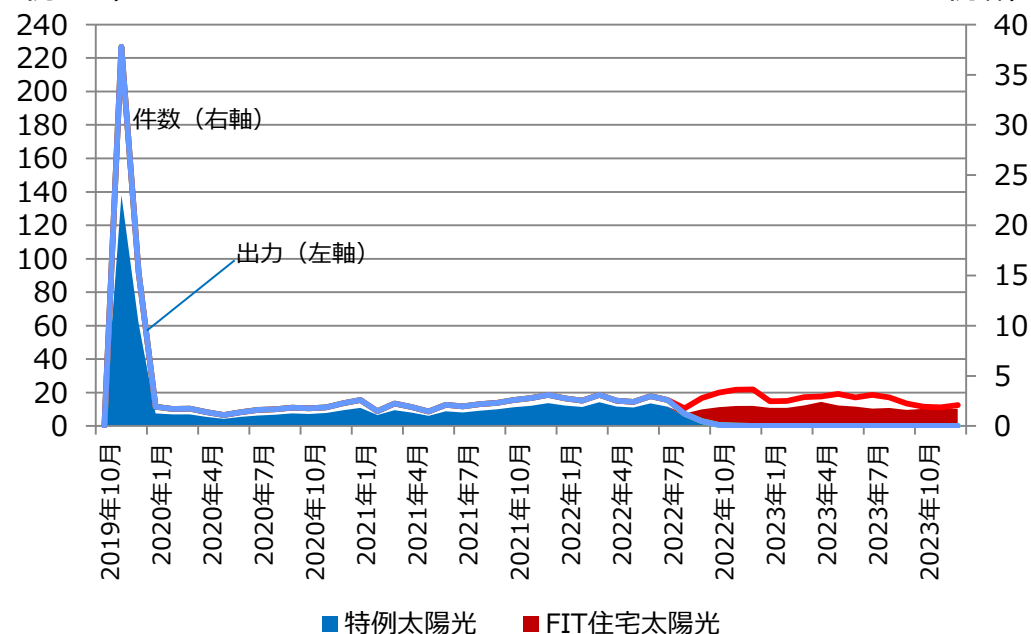
### ②既存契約との関係（小売買取の経過措置）

- 既存の約225万件、約3000万kWの特定契約の内容を尊重すべきであり、また、小売買取から送配電買取への契約切替手続にも一定の時間が必要と考えられることから、原則として、買取義務者について、制度施行後に締結される特定契約に係る再エネ電気から送配電とし、施行前に締結された特定契約に係る再エネ電気については経過措置として小売買取のままとすることを認めるべきではないか。

### ③買取期間終了後の扱い

- 現在の固定価格買取制度上、余剰買取対象の住宅用（10kW未満）太陽光については、買取期間が10年間に設定されているため、2019年11月以降、買取期間が終了する案件が大量に発生する見込み。
- 買取期間終了後は、通常の電源と同様、小売電気事業者と買取契約を締結することが原則。ただし、買取先が決まらない旧FIT電源が発生する場合に備えて、最終保障買取を行う必要性や条件等について検討すべきではないか。
- また、小売電気事業者が買い取る場合も、住宅用太陽光等の設置者等、発電計画の作成が困難な主体に過度な負担を負わせることは避けるべきであり、例えばFITインバランス特例と同等の措置を講じる必要があるのではないか。

【特例太陽光と固定価格買取制度対象の太陽光の買取期間終了時期と出力／件数】  
(万kW) (万件)



※費用負担調整機関への交付金申請情報、設備認定公表データをもとに作成。  
一部推定値を含む